

## 就労証明書

証明を受ける者 住所 石岡市 柿岡5680番地1  
氏名 石岡 太郎

1

事業所の方へ この証明書は、事業所の方のみが記入してください。また、様式に当てはめることのできない内容がある場合は、余白を活用してください。なお、内容の訂正を行う場合は、訂正印にて修正してください。

◆企業・官公庁・団体等は、下の枠内に証明してください。

上記の者の就労内容について以下のとおり証明します。

記入年月日	令和5年 10月 15日	記入者	佐藤
事業所所在地	石岡市柿岡1111番地1		
名称	株式会社 石岡	電話番号	0299(43)1111
表者職・氏名	代表取締役 石岡 二郎		
勤務形態	①常勤 ②非常勤 ③パートタイム ④派遣		
2 契約期間(定めがある場合)	令和6年 4月 1日 ~ 令和7年 3月 31日		
3 勤務時間	(1) 勤務時間の定めがある場合 午前・午後 8時 30分 ~ 午前・午後 5時 30分 勤務曜日(月・火・水・木・金・土・日) 週 5 日勤務 上記曜日以外の勤務がある場合の曜日( 土 )理由( シフトによる ) 一ヶ月( 2 )日程度・年間( 24 )日程度		
(2) 勤務時間の定めがない場合(シフト等の主な例を3つまで記入)	① 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分 ② 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分 ③ 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分 勤務曜日(月・火・水・木・金・土・日) 1週間に( )日程度勤務		

2

3

4

【保護者の方へ】事業者に無断で作成または変更を行ったときは、印の有無にかかわらず、有印私文書偽造罪(刑法159条1項)、有印私文書変造罪(刑法159条2項)が成立し得るため、証明は必ず就労先に依頼してください。

◆自営業の方は下記に申し立てをし、民生委員・児童委員の証明を受けてください。

事業所所在地	石岡市柿岡5680番地1	電話番号	0299(43)1111
専従者	石岡 太郎	事業の種類	( 農業 )
就労時間等	午前・午後 8時 00分 ~ 午前・午後 5時 00分 勤務曜日(月・火・水・木・金・土・日) 1週間に( 6 )日程度勤務		
上記の内容に相違ないことを証明します。	令和5年 10月 15日		
民生委員・児童委員 氏名	民生 太郎		

※この証明書は、石岡市放課後児童クラブ入所申請のために使用します。

## 就労証明書の記入例

記入漏れのないようにお願いします。

不備があった場合、入所許可決定が遅れる場合があります。

※訂正を行う場合は、訂正印を用いて修正し、修正テープ等は使用しないでください。

1

## 【児童名】

兄弟姉妹同時申請の場合、右上の児童名は連名で記載してください。  
姉分は原本提出とし、弟妹分はコピーで構いません。

2

## 【契約期間】

契約期間が入所申請期間前に終期となる場合は、後日再度提出していただきます。

3

## 【勤務時間】

勤務時間は、原則午後3時を過ぎる時間(放課後の時間に勤務している)でなければなりません。

土曜日の勤務が確認できない場合は、土曜日の利用はできません。

また、土曜日に常に勤務でない場合は、利用の都度(月ごと)、土曜利用に関する書類を提出していただきます。

4

## 【自営業の場合】

事業所所在地または住所地の民生委員・児童委員から証明を受けてください。

民生委員が記入するのは、下部の日付と氏名のみです。

上部の事業所所在地や専従者の氏名等を事前に記入してから、証明を受けてください。